

静岡県農政担当部長 殿

農林水産省農村振興局
農村政策部農村計画課長

農地法施行規則第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による農地転用許可不要の取扱いについて（周知）

平素より、農地転用許可制度の適切な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、先般、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 13 号及び第 53 条第 11 号の規定による送配電用施設の設置等に係る農地転用許可不要の適用状況について調査を行ったところ、地方公共団体で取扱いに差異が生じていることが確認されました。

つきましては、当該農地転用許可不要の取扱いについて、下記により周知することとしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。

なお、当該農地転用許可不要の適用に当たっては、別添のとおり「電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う農地等の転用の取扱いについて」（令和 7 年 3 月 31 日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長通知）により、農業上の土地利用との調整を十分に行うことが前提となっておりますので、その旨御留意ください。

また、このことについて、管下市町村の農地転用許可制度担当部局（農業委員会を含みます）に周知をお願いいたします。

記

- 1 次の敷地の用に供する場合は農地転用許可を要しない。なお、（1）のイ、ウ、（2）及び（3）については、事業完了後速やかに農地に復元すること。
 - （1）送電用又は配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。以下「送配電用施設」という。）の設置に係るもの
 - ア 施設の敷地（送電鉄塔等の建設用地）
 - イ 工事の敷地（仮設鉄板、足場、杭打機、掘削機、クレーン、支保工材、コンクリートミキサー車、コンクリートポンプ車、台棒、支線、ボーリングマシーン等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）
 - ウ 工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であって、工事の敷地と一体不可分なもの）
 - （2）送電用又は配電用の電線等（以下「電線等」という。）の架線に係るもの

ア 架線に係る装置及び工事の敷地（ドラム、ドラム台、ブレーキ、延線車、エンジン付ウインチ、電動機付ウインチ、ワイヤー捲取機、仮設鉄板、架線足場、防護足場等の設置及びその使用に必要となる一定区画の土地）

イ 架線に係る装置及び工事の敷地に附随するもの（仮設トイレ、休憩所、現場事務所、資材置場、表土置場、資機材等の荷吊り・荷降ろし場、工事用車両駐車場等であつて、架線に係る装置及び工事の敷地と一体不可分なもの）

（3）送配電用施設の設置及び電線等の架線に必要な道路又は索道の敷地（搬入路、モノレール、モノレール基地、キャリア、キャリア基地等）

2 送配電用施設の建替えを行う際に、新たな施設の設置から既存施設の撤去までを一連の事業計画の下に実施する場合においては、既存施設の撤去についても、上記1のとおり取り扱って差し支えない。

【参照条文】

○ 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限の例外）

第15条 法第3条第1項第16号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1～6 （略）

7 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（同項第3号に規定する小売電気事業者を除く。以下第47条第6号ト及び第57条第6号トを除き「電気事業者」という。）が送電用若しくは配電用の電線を設置するため、又は同項第十五号に規定する発電事業者がプロペラ式発電用風力設備のブレードを設置するため民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を取得する場合

8～13 （略）

（農地の転用の制限の例外）

第29条 法第4条第1項第8号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1～12 （略）

13 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）若しくは送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置するために必要な道路若しくは索道（以下「送電用電気工作物等」という。）の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合

14～20 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外）

第53条 法第5条第1項第7号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1～10 （略）

11 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するため農地を農地以外のものとする場合

12～19 （略）